

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程

平成26年4月1日規程第305号

平成27年3月27日改正

平成28年3月25日改正

平成28年12月16日改正

平成30年3月9日改正

平成30年11月9日改正

令和4年6月1日改正

令和4年6月24日改正

令和4年11月4日改正

令和4年11月25日改正

令和5年3月24日改正

令和5年12月15日改正

令和6年3月15日改正

令和7年3月28日改正

令和7年6月1日改正

令和8年3月27日改正

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 給料（第3条－第14条）

第3章 管理職手当（第15条）

第4章 初任給調整手当（第16条）

第5章 扶養手当（第17条－第23条）

第6章 地域手当（第24条－第25条）

第7章 住居手当（第26条－第27条）

第8章 通勤手当（第28条）

第9章 特殊勤務手当（第29条）

第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（第30条－第38条）

第11章 期末手当及び勤勉手当（第39条－第50条）

第12章 雑則（第51条―第59条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条第2項の規定に基づき、職員（地方独立行政法人市立吹田市民病院定年前再雇用短時間勤務職員規程第2条の規定により採用された定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用職員」という。）を含む。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 吹田市からの派遣職員の給与の支給に関する取扱いについては、吹田市職員の例によるものとする。

（給与の種類）

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給料

（給料）

第3条 給料は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職員の職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

（給料表）

第4条 給料表は、次のとおりとする。

- (1) 事務職等給料表（別表第1）
- (2) 削除
- (3) 医療職給料表（一）（別表第3）
- (4) 医療職給料表（二）（別表第4）
- (5) 医療職給料表（三）（別表第5）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

3 理事長は、全ての職員の職務を前項に規定する等級のいずれかに格付けし、第1項に規定する給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員(定年前再雇用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員を1の職務の等級から他の職務の等級に異動させる場合、又は1の職務から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職務に異動させる場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給の基準等)

第6条 職員の昇給は、別に規程で定める日に、同日前2年の期間内において別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては57歳)に達する日の属する年度の末日を経過した職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員にあつては、1号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 削除

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、病院の業績に応じて行わなければならない。

(定年前再雇用職員の給料月額)

第7条 定年前再雇用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の別に応じた定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額に、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の勤務時間等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 定年前再雇用職員の職務の等級は6等級とする。ただし、退職時に7等級の者につ

いては7等級とする。

(給料支給の始期及び終期)

第8条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由の生じた職員に対しては、その日から給料を支給する。

2 職員の号給に異動を生じた場合においては、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

4 前項に規定する場合のほか、職員に給料の支給をやめるべき事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

(給与の減額)

第9条 職員が、勤務時間等規程第3条第2項、第4条第1項、第10条及び別表の規定による勤務時間(以下「所定の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、休日(勤務時間等規程第9条に規定する休日をいう。以下同じ。)である場合、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の休暇に関する規程第2条に規定する休暇(理事長が別に定めるものを除く。)による場合その他その勤務しないこと及び給与を支給することにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の育児・介護休業等に関する規程の規定により、所定の勤務時間中に勤務しないときの給与の取扱いについては、同規程に規定する給与の取扱いに基づくものとする。

3 前2項の規定により減額すべき給与額の計算については第36条の規定を準用する。

(病気休暇の場合)

第10条 職員が負傷(業務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条、次条第1項及び第46条において同じ。))による負傷を除く。)又は疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を支給する。

(退職者の給与)

第11条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、休職の期間中給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、法律に定める場合を除くほか、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由により休職になったときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由により休職になったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第49条の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長の定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「第39条」とあるのは、「第11条第5項」と読み替えるものとする。

(事務引継等の場合の給料)

第12条 退職した者が法令により、又は特に命を受けて事務引継又は残務整理のため事務に従事する場合には、その事務が終了する日まで、なお退職した際の給料を日割により支給する。

(給料等の支給及び支給日)

第13条 給料の給与期間は、月の1日から末日までとし、毎月1回その月の月額的全額を支給する。

2 前項の給料の支給日は、その月の15日（1月及び5月にあつては、17日）とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。

- 3 初任給調整手当、扶養手当、地域手当（管理職手当に係るものを除く。）及び住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに扶養手当及び住居手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 管理職手当、地域手当（管理職手当に係るものに限る。）、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、1の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

（給料支給の特例）

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号の事由に該当する場合においては、その際に給料を支給することができる。

- (1) 給料の支給日後において新たに職員となったとき又は職員が給料の支給日前に退職し、又は死亡したとき。
- (2) 職員が疾病、災害、出産、婚礼若しくは葬儀の費用又はやむを得ないものと認められる事由により1週間以上にわたる帰郷をする場合の費用に充てるため、給料の支給期日前に支給の請求をしたとき。
- 2 前項第2号の場合においては、請求があった日までの給料を日割で支給する。

第3章 管理職手当

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その勤務の特殊性に基づき支給する。

- 2 第30条及び第32条の規定は、管理職手当が支給される職員に対しては理事長が定める場合を除き適用しない。

第4章 初任給調整手当

（初任給調整手当）

第16条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第5章 扶養手当

（扶養手当）

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）以外の扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職等給料表の適用を受け

る職員でその職務の等級が1等級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員（以下「給料表1等級等職員」という。）に対しては、支給しない。

（扶養親族の範囲）

第18条 扶養手当の支給の対象となる扶養親族は、次に掲げる者で、他の生計のみちがなく、主としてその職員（定年前再雇用職員を除く。以下この章において同じ。）の扶養を受けているものとする。

- （1） 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- （2） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （4） 60歳以上の父母及び祖父母
- （5） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （6） 身体又は精神に著しい障害のある者

2 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- （1） 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- （2） 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- （3） 前項第6号に掲げる者にあつては、終身労務に服することができない程度でない者

（扶養手当の月額）

第19条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が2等級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員にあつては、3,500円）とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

2 特定期間（15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。）にある扶養親族たる子に係る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず1人につき5,000円を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第20条 扶養手当の支給の原因となる事実が生じた場合、扶養手当の支給の原因となる事実が消滅した場合又は扶養手当の支給の原因となる事実に変更が生じた場合には、

職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。ただし、職務に変更があった場合（扶養親族たる配偶者、父母等のある給料表1等級等職員が給料表1等級等職員以外の職員となった場合を除く。）又は扶養親族たる子若しくは第18条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合については、届け出を要しない。

2 前項の届出は、別に定める様式により行わなければならない。

（認定）

第21条 理事長は、職員から前条の届出を受けたときは、当該扶養親族が第18条に定める要件を備えているかどうかを確認し認定しなければならない。

2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第22条 理事長は、前条の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

（扶養手当の支給の支給期間等）

第23条 扶養手当の支給は、扶養手当の支給の原因となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当の支給の原因となる事実が消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、扶養手当の支給の開始に係る第20条の規定による届出が、その原因となる事実が生じた日から15日を経過した後に行われたときは、扶養手当の支給は、届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

2 扶養手当の支給額の改定は、扶養手当の支給の原因となる事実に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。この場合において、当該変更により扶養手当の支給額を増額する場合については、前項ただし書の規定を準用する。

第6章 地域手当

（地域手当）

第24条 地域手当は、給料の支給を受ける職員に対して支給する。

第25条 前条に規定する地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、給料、管

理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第7章 住居手当

(住居手当)

第26条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（理事長が定める職員を除く。）に支給する。

第27条 前条に規定する住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員（定年前再雇用職員を除く。以下この章において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員住居手当規程で定める。

第8章 通勤手当

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の理事長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自

自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（定年前再雇用職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が55,000円を超える月があるときは、当該

月に係る前2号に定める額を55,000円として算出した額を限度とする。)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員通勤手当規程で定める。

第9章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第29条 特殊勤務手当は、特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする職員に対して、これを給料に組み入れることが困難又は不適當な事情があるときは、勤務の特殊性に応じて支給することができる。

- 2 前項に規定する特殊勤務手当の支給については、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特殊勤務手当規程で定める。

第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当

(時間外勤務手当)

第30条 時間外勤務手当は、所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した時間に応じて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師については、理事長が別に定める時間に応じて支給する。

第31条 前条に規定する時間外勤務手当の支給額は、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- (1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再雇用職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が常勤の職員の1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、

「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務時間等規程第3条第1項、第10条及び別表の規定による週休日に勤務時間等規程第4条第1項の規定により所定の勤務時間を割り振られた職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 定年前再雇用職員が勤務時間等規程第3条第1項、第10条及び別表の規定による週休日にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における所定の勤務時間との合計が常勤の職員の1週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は、適用しない。

（休日勤務手当）

第32条 休日勤務手当は、所定の休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第33条 前条の規定に基づく給与として、休日において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（勤務時間等規程第9条第3項の規定により、休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除された者を除く。）には、休日勤務手当を支給する。

2 休日勤務手当の支給額は、所定の勤務

時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が12月29日から翌年の1月3日までの場合、理事長が特に認めた職員には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第34条 夜間勤務手当は、所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した時間に応じて支給する。

第35条 前条に規定する夜間勤務手当の支給額は、所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（時間の計算）

第36条 第31条、第33条及び第35条の規定により、それぞれの手当の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算する。

- 2 前項の場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（宿日直手当）

第37条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員（医師を除く。）に対して支給する。

第38条 前条に規定する宿日直手当の支給額は、その勤務1回につき5,100円（理事長が指定する宿日直勤務にあつては、13,500円）を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

- 2 前項の勤務は、第30条、第32条及び第34条の勤務には含まれないものとする。

第11章 期末手当及び勤勉手当

（期末手当）

第39条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。

第40条 前条に規定する期末手当の額は、基準日にそれぞれ在職する職員の期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第47条の適用を受ける職員を除き採用日から基準日までの期間が1箇月未満の職員の割合は零とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 2 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

- 3 第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）に

において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 別表第6の職員の欄に掲げる職員（定年前再雇用職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の加算割合の欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。
- 5 期末手当に係る在職期間の算定については、就業規則第43条第3項に定める停職であった期間を除算する。
- 6 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、理事長が別に定める。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、第39条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第42条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が

確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第5項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
- (勤勉手当)

第43条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇

月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。

第44条 前条に規定する勤勉手当は、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、勤務期間による割合（以下「期間率」という。）及び人事評価の評価結果による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額に人事評価の評価結果による加算額（以下「加算額」という。）を加えた額とする。この場合において、加算額を除き支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の48.75」とする。

4 第40条第3項及び第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第44条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。

5 第41条及び第42条の規定は、第43条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「第39条」とあるのは「第43条」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第43条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

6 第2項の規定による、成績率及び加算額の適用は別表第8の左欄に掲げる基準日の内、上段の基準日に係る勤勉手当のみ適用するものとする。

（期間率、成績率及び加算額）

第45条 期間率は、別表第7の左欄に掲げる基準日以前6箇月以内の期間における勤務期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合とする。ただし、第47条の適用を受ける職員を除き採用日から基準日までの期間が1箇月未満の職員の割合は零とする。

2 勤勉手当に係る在職期間の算定については、就業規則第15条に定める休職及び同規則第43条第3項に定める停職であった期間を除算する。

3 成績率は、基準日の属する年度の前年度の人事評価の評価結果の区分に応じ、理事長が定める割合とする。

4 加算額は、基準日の属する年度の前年度の人事評価の評価結果の区分に応じ、理事長が定める額とする。

（勤勉手当の控除）

第46条 職員が第45条に規定する勤務期間において欠勤（所定の勤務時間中に勤務しないため第9条第1項の規定により給与の減額が行われる場合で理事長が定めるものをいう。）又は病気休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）により所定の勤務日に勤務しないときは、加算額を除く勤勉手当支給額に180（勤務期間が6箇月未満のときは当該勤務期間の総日数）分の勤務しない日数を乗じて得た額を控除する。

（期間の通算）

第47条 第40条第1項に規定する在職期間及び第45条に規定する勤務期間には、この規程の適用を受ける職員以外の常勤の職員等としての在職期間及び勤務期間を通算することができる。

（役員を兼ねる職員の期末手当及び勤勉手当）

第48条 職員が法人の役員を兼ねる場合、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の期末手当及び勤勉手当の合計額に、100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第49条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第8の基準日の欄に掲げる基準日の別に応じ、それぞれ同表の支給日の欄に定める日とする。ただし、支給日の欄に定める日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。

2 前項の支給日は、理事長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（端数計算）

第50条 第40条第1項の期末手当基礎額又は第44条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第12章 雑則

（定年前再雇用職員についての適用除外）

第51条 第16条、第17条及び第26条の規定は、再雇用規程の規定により採用された職員には適用しない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第52条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにその他理事長が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(出張中の職員に対する取扱)

第53条 業務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、支給しない。ただし、第30条、第32条及び第34条までの勤務に服すべき指示を受けて出張した場合は、この限りでない。

(給与からの控除)

第54条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定をしたものについて行うものとする。

(給与の口座振替)

第55条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(時間外勤務手当等の支給の特例)

第56条 第15条第2項に規定する理事長が定める場合は、法令等に基づく緊急業務（風水害等による非常災害対策の業務に限る。）に対処するため、第30条、第32条又は第34条の勤務をした場合とする。この場合においては、当該勤務をした職員に対し、それぞれの規定に基づく手当を支給することができる。

(委任)

第57条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

改正

平成27年3月27日

平成28年3月25日

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(55歳を超える管理職にある職員の特例)

2 平成30年3月31日までの間、職員（別表に掲げる職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員、再雇用職員及び理事長が定める職員を除く。）のうち、その号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を

減ずる。

- (1) 給料 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第4項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額の合計額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同表に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第44条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当

の月額合計額（同表に掲げる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第11条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第11条第1項 前各号に定める額

イ 第11条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第11条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第11条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

5 平成24年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において、廃止前の吹田市病院企業職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の適用を受けていた職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を減じた額に達しないこととなるもの（再雇用職員及び理事長が定めるものを除く。）には、当該達しないこととなる間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 平成26年4月1日から平成26年12月31日まで 100分の6

- (2) 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで 100分の8
 - (3) 平成28年1月1日から平成28年12月31日まで 100分の10
 - (4) 平成29年1月1日から平成29年12月31日まで 100分の12
 - (5) 平成30年1月1日から平成30年12月31日まで 100分の14
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員についての規程附則第5項の規定の適用については、同項各号に定める金額の計算の基礎となる当該職員の給料月額、給料月額と附則第5項の規定による給料の額との合計額とする。
- （委任）
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 附 則（平成27年3月27日）
- （施行期日等）
- 1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。
 - 2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成27年3月改正後職員給与規程」という。）第28条第2項、別表第1から別表第5の規定は平成26年4月1日から、平成27年3月改正後職員給与規程第44条第2項及び第3項の規定は、同年12月1日から適用する。
- （適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 平成27年3月改正後職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成27年3月改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成27年3月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(事務職等給料表、技能職・労務職給料表の適用を受ける職員の号給の改定)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き事務職等給料表及び技能職・労務職給料表の適用を受ける職員の号給は、切替日において、当該職員が新たに給料表の適用を受けた際に初任給として受けた号給の8号給下位の号給を初任給として受けたとした場合に当該職員が切替日に受けることとなる号給(次項において「改定後の号給」という。)に改定する。

- 3 前項に定める職員の改定後の号給の決定は、平成27年3月改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程(以下「平成27年3月改正後職員給与規程」という。)の規定により行う。

(改正前の規程による初任給に関する措置)

- 4 第2項に定める職員で、改正前の職員給与規程の規定により初任給を受けた職員については、当該職員が初任給として受けた号給に相当する号給として理事長が定める平成27年3月改正後職員給与規程の規定による号給を当該職員が受けた号給とみなして、前2項の規定を適用する。

(医療職給料表(二)、医療職給料表(三)の適用を受ける職員の号給の改定)

- 5 切替日の前日から引き続き医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員で、平成27年1月1日に昇給のあった者の号給は、切替日において、1号給下位の号給に改定する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が

定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(附則第2項及び第5項の規定により号給が改定された職員にあつては、改定後の号給の平成27年3月改正後職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表に定める給料月額)(職員給与規程平成26年4月1日施行附則第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項に規定する給料を加算した額)に達しないこととなるもの(理事長が定めるものを除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員給与規程第15条第1項に規定する職員(再雇用職員及び理事長が定める職員を除く。以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 10 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成28年3月25日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程(以下「平成28年3月改正後職員給与規程」という。)の規定は平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 平成28年3月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員

給与規程の規定に基づいて支給された給与（附則（平成27年3月27日）第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、平成28年3月改正後職員給与規程の規定による給与（附則（平成27年3月27日）第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月25日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月16日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成28年12月改正後職員給与規程」という。）の規定は平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 平成28年12月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成28年12月改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年12月16日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第17条ただし書の規定は適用せず、当該期間に係る改正後給与規程第19条第1項の規定による扶養手当の月額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 改正後給与規程第18条第1項第1号に該当する扶養親族については10,000円とし、同条第1項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員

に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)とし、その他の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)とする。

- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 扶養親族たる子以外の扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級又は2等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員にあつては、3,500円)とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

(委任)

- 3 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成30年3月9日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号給の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、附則(平成27年3月27日)第5項の適用を受けた職員の号給は、平成30年4月1日において1号給上位の号給に改定する。

附 則 (平成30年11月9日)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、137.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「137.5分の10」とある

のは、「80分の5」とする。

附 則（令和4年6月24日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月4日）

（施行期日等）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

附 則（令和4年11月25日）

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（60歳を超える職員の給料月額の特例）

- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）医師または歯科医師

（2）本人の希望により職務の等級を6等級以下に降格した者

（管理監督職勤務上限年齢調整額）

- 4 就業規則第21条に規定する降格をされた職員であつて、当該降格をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月

額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料を支給される職員であって、当該支給される額と附則第2項の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。

附 則 (令和5年12月15日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月15日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年12月1日から適用する。

附 則 (令和5年12月15日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1及び別表第3から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の等級を異にする異動をした職員及び理事長が定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（令和8年3月27日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附則別表

号給の切替表

1 事務職等給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9
14	1	1	1	2	6	10
15	1	1	1	3	7	11
16	1	1	1	4	8	12
17	1	1	1	5	9	13
18	2	1	2	6	10	14
19	2	1	3	7	11	15
20	2	1	4	8	12	16
21	2	1	5	9	13	17
22	2	1	6	10	14	18
23	3	1	7	11	15	19
24	3	2	8	12	16	20
25	3	2	9	13	17	21

26	3	2	10	14	18	22
27	4	2	11	15	19	23
28	4	3	12	16	20	24
29	4	3	13	17	21	25
30	4	3	14	18	22	26
31	5	3	15	19	23	27
32	5	3	16	20	24	28
33	5	3	17	21	25	29
34	5	4	18	22	26	30
35	6	4	19	23	27	31
36	6	4	20	24	28	32
37	6	4	21	25	29	33
38	6	4	22	26	30	34
39	6	4	23	27	31	35
40	7	4	24	28	32	36
41	7	4	25	29	33	37
42		5	26	30	34	38
43		5	27	31	35	39
44		5	28	32	36	40
45		5	29	33	37	41
46			30	34	38	42
47			31	35	39	43
48			32	36	40	44
49			33	37	41	45
50			34	38	42	46
51			35	39	43	47
52			36	40	44	48
53			37	41	45	49
54			38	42	46	50
55			39	43	47	51
56			40	44	48	52
57			41	45	49	53
58			42	46	50	54
59			43	47	51	55
60			44	48	52	56

61			45	49	53	57
62				50	54	58
63				51	55	59
64				52	56	60
65				53	57	61
66				54	58	62
67				55	59	63
68				56	60	64
69				57	61	65
70				58	62	66
71				59	63	67
72				60	64	68
73				61	65	69
74				62	66	70
75				63	67	71
76				64	68	72
77				65	69	73
78				66	70	74
79				67	71	75
80				68	72	76
81				69	73	77
82				70	74	78
83				71	75	79
84				72	76	80
85				73	77	81
86					78	82
87					79	83
88					80	84
89					81	85
90					82	86
91					83	87
92					84	88
93					85	89
94						90
95						91

96						92
97						93
98						94
99						95
100						96
101						97
102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105
110						106
111						107
112						108
113						109

2 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	3	1	1	1
2	4	1	1	1
3	4	1	1	1
4	5	1	1	1
5	6	1	1	1
6	7	1	1	1
7	8	1	1	1
8	8	1	1	1
9	8	1	1	1
10	8	1	1	1
11	8	1	1	1
12	8	1	1	1
13	8	1	1	1
14	8	1	1	2

15	8	1	1	3
16	8	1	1	4
17	8	1	1	5
18	8	1	2	6
19	8	1	3	7
20	8	1	4	8
21	8	1	5	9
22	8	1	6	10
23	8	1	7	11
24	8	1	8	12
25	8	1	9	13
26	8	1	10	14
27	8	1	11	15
28	8	1	12	16
29	8	1	13	17
30	8	1	14	18
31	8	1	15	19
32	8	1	16	20
33	8	1	17	21
34	8	1	18	22
35	8	1	19	23
36	8	1	20	24
37	8	1	21	25
38	8	2	22	26
39	8	2	23	27
40	8	2	24	28
41	8	3	25	29
42	8	3	26	30
43	8	4	27	31
44	8	4	28	32
45	8	4	29	33
46	8	5	30	34
47	8	5	31	35
48	8	6	32	36
49	8	6	33	37

50		6	34	38
51		7	35	39
52		7	36	40
53		8	37	41
54		9	38	42
55		9	39	43
56		10	40	44
57		10	41	45
58		10	42	46
59		10	43	47
60		10	44	48
61		10	45	49
62		10	46	50
63		10	47	51
64		10	48	52
65		10	49	53
66		10	50	54
67		10	51	55
68		10	52	56
69		10	53	57
70		10	54	58
71		10	55	59
72		10	56	60
73		10	57	61
74		10	58	
75		10	59	
76		10	60	
77		10	61	
78			62	
79			63	
80			64	
81			65	
82			66	
83			67	
84			68	

85			69	
86			70	
87			71	
88			72	
89			73	

3 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9
14	1	1	1	1	6	10
15	1	1	1	1	7	11
16	1	1	1	1	8	12
17	1	1	1	1	9	13
18	1	1	1	1	10	14
19	1	1	1	1	11	15
20	1	1	1	1	12	16
21	1	1	1	1	13	17
22	1	1	1	2	14	18
23	1	1	1	3	15	19
24	1	1	1	4	16	20
25	1	1	1	5	17	21
26	1	1	1	6	18	22
27	1	1	1	7	19	23

28	1	1	1	8	20	24
29	1	1	1	9	21	25
30	2	1	2	10	22	26
31	2	1	3	11	23	27
32	2	1	4	12	24	28
33	2	1	5	13	25	29
34	2	1	6	14	26	30
35	3	1	7	15	27	31
36	3	2	8	16	28	32
37	3	2	9	17	29	33
38	3	2	10	18	30	34
39	4	2	11	19	31	35
40	4	3	12	20	32	36
41	4	3	13	21	33	37
42		3	14	22	34	38
43		3	15	23	35	39
44		3	16	24	36	40
45		3	17	25	37	41
46			18	26	38	42
47			19	27	39	43
48			20	28	40	44
49			21	29	41	45
50			22	30	42	46
51			23	31	43	47
52			24	32	44	48
53			25	33	45	49
54			26	34	46	50
55			27	35	47	51
56			28	36	48	52
57			29	37	49	53
58			30	38	50	54
59			31	39	51	55
60			32	40	52	56
61			33	41	53	57
62			34	42	54	58

63			35	43	55	59
64			36	44	56	60
65			37	45	57	61
66				46	58	62
67				47	59	63
68				48	60	64
69				49	61	65
70				50	62	66
71				51	63	67
72				52	64	68
73				53	65	69
74				54	66	70
75				55	67	71
76				56	68	72
77				57	69	73
78				58	70	74
79				59	71	75
80				60	72	76
81				61	73	77
82				62	74	78
83				63	75	79
84				64	76	80
85				65	77	81
86				66	78	82
87				67	79	83
88				68	80	84
89				69	81	85
90				70	82	86
91				71	83	87
92				72	84	88
93				73	85	89
94						90
95						91
96						92
97						93

98						94
99						95
100						96
101						97
102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105
110						106
111						107
112						108
113						109

4 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の等級					
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	2	6
11	1	1	1	1	3	7
12	1	1	1	1	4	8
13	1	1	1	1	5	9
14	1	1	1	1	6	10
15	1	1	1	1	7	11
16	1	1	1	1	8	12

17	1	1	1	1	9	13
18	1	1	1	1	10	14
19	1	1	1	1	11	15
20	1	1	1	1	12	16
21	1	1	1	1	13	17
22	1	1	1	1	14	18
23	1	1	1	1	15	19
24	1	1	1	1	16	20
25	1	1	1	1	17	21
26	1	1	1	2	18	22
27	1	1	1	3	19	23
28	1	1	1	4	20	24
29	1	1	1	5	21	25
30	1	1	1	6	22	26
31	1	1	1	7	23	27
32	1	1	1	8	24	28
33	1	1	1	9	25	29
34	1	1	1	10	26	30
35	1	1	1	11	27	31
36	1	1	1	12	28	32
37	1	1	1	13	29	33
38	2	1	2	14	30	34
39	2	1	3	15	31	35
40	2	1	4	16	32	36
41	2	1	5	17	33	37
42		1	6	18	34	38
43		1	7	19	35	39
44		2	8	20	36	40
45		2	9	21	37	41
46			10	22	38	42
47			11	23	39	43
48			12	24	40	44
49			13	25	41	45
50			14	26	42	46
51			15	27	43	47

52			16	28	44	48
53			17	29	45	49
54			18	30	46	50
55			19	31	47	51
56			20	32	48	52
57			21	33	49	53
58			22	34	50	54
59			23	35	51	55
60			24	36	52	56
61			25	37	53	57
62			26	38	54	58
63			27	39	55	59
64			28	40	56	60
65			29	41	57	61
66				42	58	62
67				43	59	63
68				44	60	64
69				45	61	65
70				46	62	66
71				47	63	67
72				48	64	68
73				49	65	69
74				50	66	70
75				51	67	71
76				52	68	72
77				53	69	73
78				54	70	74
79				55	71	75
80				56	72	76
81				57	73	77
82				58	74	78
83				59	75	79
84				60	76	80
85				61	77	81
86				62	78	82

87				63	79	83
88				64	80	84
89				65	81	85
90				66	82	86
91				67	83	87
92				68	84	88
93				69	85	89
94				70		90
95				71		91
96				72		92
97				73		93
98						94
99						95
100						96
101						97
102						98
103						99
104						100
105						101
106						102
107						103
108						104
109						105
110						106
111						107
112						108
113						109

別表第1（第4条関係）

事務職等給料表

職員の 区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

定年前	1	509,800	457,900	407,900	354,600	297,200	262,800	180,000
再雇用	2	516,700	463,400	409,800	356,300	298,700	263,800	181,100
短時間	3	521,900	468,400	411,700	358,000	300,400	264,800	182,300
勤務職	4	526,200	473,100	413,500	359,600	301,900	265,800	183,400
員以外	5	529,700	477,100	415,300	361,200	303,300	267,000	184,500
の職員	6	533,000	480,600	417,100	363,000	304,600	268,000	186,200
	7	536,000	483,600	418,900	364,500	305,700	269,000	187,800
	8	538,500	486,100	420,700	366,100	307,100	270,100	189,400
	9	540,500	488,100	422,300	367,600	308,400	271,100	191,100
	10			423,800	369,200	310,000	272,200	192,800
	11			425,300	370,800	311,600	273,200	194,400
	12			426,800	372,300	313,200	274,300	196,000
	13			428,300	374,200	314,800	275,300	197,700
	14			429,600	376,100	316,400	276,800	199,400
	15			430,900	378,000	318,000	278,100	201,100
	16			432,100	379,800	319,600	279,300	202,800
	17			433,300	381,300	321,100	280,600	204,200
	18			434,600	383,100	322,800	282,000	205,800
	19			435,900	384,800	324,400	283,300	207,400
	20			437,100	386,400	326,000	284,600	208,900
	21			438,300	388,100	327,500	285,800	210,500
	22			439,100	389,500	329,200	287,100	212,100
	23			439,900	390,900	330,900	288,500	213,700
	24			440,700	392,300	332,500	289,900	215,300
	25			441,300	393,700	333,800	291,200	217,000
	26			441,900	394,900	335,700	292,400	218,700
	27			442,500	396,100	337,400	293,500	220,100
	28			443,100	397,100	339,000	294,800	221,400
	29			443,800	398,200	340,500	296,000	222,700
	30			444,600	399,400	342,100	297,200	223,900

31	445,000	400,500	343,700	298,300	225,000
32	445,700	401,600	345,300	299,500	226,100
33	446,200	402,300	347,000	300,700	227,200
34	446,600	403,000	348,800	302,000	228,700
35	447,000	403,700	350,600	303,300	230,200
36	447,400	404,400	352,400	304,600	231,700
37	447,800	405,000	353,900	306,000	233,300
38	448,200	405,600	355,300	307,300	234,800
39	448,600	406,100	356,700	308,600	236,300
40	448,900	406,500	358,100	309,900	237,800
41	449,200	406,900	359,600	311,200	239,400
42	449,600	407,100	360,400	312,500	240,800
43	449,900	407,400	361,400	313,800	242,200
44	450,200	407,700	362,400	314,900	243,600
45	450,500	408,000	363,300	315,900	244,800
46		408,300	364,400	317,200	246,000
47		408,600	365,300	318,500	247,200
48		408,900	366,300	319,800	248,400
49		409,100	367,200	321,000	249,500
50		409,400	367,900	322,300	250,600
51		409,700	368,600	323,500	251,700
52		410,000	369,200	324,700	252,800
53		410,200	369,600	326,000	253,900
54		410,500	370,200	327,100	254,900
55		410,800	370,900	328,200	255,900
56		411,100	371,600	329,300	256,900
57		411,300	371,900	330,000	258,100
58		411,600	372,600	330,900	259,000
59		411,900	373,300	331,600	259,900
60		412,100	373,900	332,400	260,900

61			412,300	374,200	333,200	261,800
62			412,600	374,700	333,600	262,600
63			412,900	375,300	334,200	263,400
64			413,100	375,900	334,900	264,200
65			413,300	376,200	335,700	264,900
66			413,600	376,800	336,400	265,900
67			413,900	377,500	337,100	266,700
68			414,100	378,100	337,700	267,400
69			414,300	378,500	338,200	268,100
70			414,600	379,000	338,800	269,000
71			414,900	379,600	339,300	270,000
72			415,100	380,100	339,900	270,900
73			415,300	380,600	340,200	271,600
74				381,200	340,700	272,400
75				381,700	341,100	273,400
76				382,000	341,500	274,200
77				382,400	341,900	274,900
78				382,900	342,400	275,700
79				383,300	342,900	276,500
80				383,700	343,400	277,400
81				384,100	343,700	278,200
82				384,600	344,100	278,900
83				385,000	344,500	279,600
84				385,400	344,900	280,300
85				385,700	345,200	280,900
86					345,600	281,600
87					346,000	282,200
88					346,400	282,900
89					346,600	283,600
90					347,000	284,300

91					347,400	284,900
92					347,800	285,600
93					347,900	286,200
94					348,400	286,900
95					348,800	287,500
96					349,100	288,000
97					349,400	288,600
98					349,800	289,200
99					350,200	289,700
100					350,600	290,300
101					351,100	290,800
102					351,500	291,300
103					351,900	291,900
104					352,300	292,500
105					352,800	293,000
106					353,200	293,500
107					353,500	293,900
108					353,800	294,200
109					354,300	294,300
110						294,700
111						294,900
112						295,200
113						295,400
114						295,600
115						295,900
116						296,100
117						296,400
118						296,700
119						297,000
120						297,300

121					297,600
122					297,900
123					298,200
124					298,600
125					298,700
126					298,900
127					299,300
128					299,700
129					299,900
130					300,200
131					300,600
132					301,000
133					301,200
134					301,500
135					301,800
136					302,100
137					302,300
138					302,600
139					302,900
140					303,200
141					303,400
142					303,800
143					304,200
144					304,500
145					304,600
146					304,900
147					305,200
148					305,600
149					305,800
150					306,000

	151							306,300
	152							306,600
	153							307,000
	154							307,200
	155							307,500
	156							307,800
	157							308,100
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		447,600	395,800	362,300	320,200	279,300	259,600	219,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係） 削除

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	589,300	543,300	442,200	376,400	251,800
2	595,300	549,400	444,400	379,900	254,300
3	600,600	554,700	446,600	383,100	256,800
4	605,100	559,600	448,700	386,500	259,300
5	609,100	564,000	450,200	389,500	261,300
6	612,600	568,300	452,600	392,100	263,800
7	615,600	571,900	455,000	394,800	266,200
8	618,400	574,900	457,200	397,400	268,600
9		577,400	459,200	400,100	270,800
10		579,700	461,500	402,400	274,300

11		463,700	404,100	277,800
12		466,000	406,000	281,200
13		468,200	407,900	284,800
14		470,400	410,100	288,300
15		472,700	412,200	291,900
16		474,800	414,200	295,400
17		476,600	416,300	298,900
18		478,700	418,400	302,800
19		480,800	420,000	306,700
20		482,800	421,700	310,300
21		484,900	423,700	314,000
22		486,600	425,300	317,500
23		488,400	427,100	321,000
24		490,200	428,900	324,500
25		491,800	430,800	328,100
26		493,600	432,800	331,800
27		495,400	434,700	335,200
28		497,000	436,600	338,700
29		498,400	438,400	342,000
30		500,100	440,100	344,600
31		501,900	441,800	347,100
32		503,600	443,600	349,400
33		505,100	445,500	351,500
34		506,400	447,300	353,400
35		507,700	449,000	355,100
36		509,000	450,700	356,900
37		510,100	452,300	358,900
38		511,400	454,000	361,200
39		512,700	455,700	363,400
40		514,000	457,400	365,600
41		515,000	459,300	367,700

42		515,800	460,500	369,900
43		516,600	461,700	372,200
44		517,400	462,900	374,400
45		518,300	463,900	376,400
46		519,100	464,900	377,300
47		520,000	465,800	378,000
48		520,800	466,600	379,000
49		521,700	467,400	380,000
50		522,600	468,100	381,300
51		523,300	468,800	382,600
52		524,200	469,400	383,900
53		525,100	470,100	384,800
54		525,900	470,800	385,600
55		526,800	471,400	386,400
56		527,700	472,100	387,000
57		528,500	472,400	387,800
58		529,400	473,000	388,600
59		530,300	473,700	389,300
60		531,000	474,400	390,000
61		531,800	474,800	390,800
62		532,700		391,700
63		533,600		392,400
64		534,500		393,000
65		535,300		393,600
66		536,200		394,100
67		537,100		394,500
68		538,000		394,900
69		538,800		395,200
70		539,700		
71		540,600		
72		541,500		

73		542,300	
----	--	---------	--

備考 この表は、医師及び歯科医師で別に定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	509,500	457,600	407,600	354,200	296,500	261,900	178,900
再雇用	2	516,400	463,100	409,500	355,900	298,000	262,900	180,000
短時間	3	521,600	468,100	411,400	357,600	299,700	263,900	181,200
勤務職 員以外 の職員	4	525,900	472,800	413,200	359,200	301,300	264,900	182,300
	5	529,400	476,800	415,000	360,800	302,700	266,100	183,400
	6	532,700	480,300	416,800	362,700	304,000	267,200	185,100
	7	535,700	483,300	418,600	364,200	305,100	268,200	186,700
	8	538,200	485,800	420,400	365,800	306,500	269,300	188,300
	9	540,200	487,800	422,000	367,300	307,800	270,300	189,900
	10			423,500	368,900	309,500	271,400	191,600
	11			425,000	370,500	311,100	272,400	193,200
	12			426,500	372,100	312,700	273,500	194,800
	13			428,000	374,000	314,300	274,500	196,500
	14			429,300	375,900	315,900	276,000	198,100
	15			430,600	377,800	317,500	277,300	199,800
	16			431,800	379,600	319,100	278,600	201,500
	17			433,000	381,100	320,700	279,900	202,900
	18			434,300	382,900	322,400	281,300	204,500
	19			435,600	384,600	324,000	282,600	206,100
	20			436,800	386,200	325,600	283,900	207,600
	21			438,000	387,900	327,100	285,100	209,200
	22			438,800	389,300	328,800	286,500	210,800

23	439,600	390,700	330,600	287,900	212,500
24	440,400	392,100	332,200	289,300	214,100
25	441,000	393,500	333,500	290,600	215,800
26	441,700	394,700	335,400	291,800	217,500
27	442,300	395,900	337,100	292,900	218,900
28	442,900	396,900	338,700	294,300	220,200
29	443,600	398,000	340,200	295,500	221,500
30	444,400	399,200	341,800	296,700	222,800
31	444,800	400,300	343,500	297,800	223,900
32	445,500	401,400	345,100	299,000	225,000
33	446,000	402,100	346,800	300,200	226,100
34	446,400	402,800	348,600	301,500	227,600
35	446,800	403,500	350,400	302,900	229,100
36	447,200	404,200	352,200	304,200	230,600
37	447,600	404,800	353,700	305,600	232,200
38	448,000	405,400	355,100	306,900	233,700
39	448,400	405,900	356,500	308,200	235,200
40	448,700	406,300	357,900	309,500	236,800
41	449,000	406,700	359,400	310,800	238,400
42	449,400	406,900	360,200	312,200	239,800
43	449,700	407,200	361,200	313,500	241,200
44	450,000	407,500	362,200	314,600	242,600
45	450,300	407,800	363,100	315,600	243,800
46		408,100	364,200	316,900	245,000
47		408,400	365,100	318,200	246,200
48		408,700	366,100	319,500	247,400
49		408,900	367,000	320,700	248,500
50		409,200	367,700	322,100	249,600
51		409,500	368,400	323,300	250,800
52		409,800	369,000	324,500	251,900

53	410,000	369,400	325,800	253,000
54	410,300	370,000	326,900	254,000
55	410,600	370,700	328,000	255,000
56	410,900	371,400	329,100	256,100
57	411,100	371,700	329,800	257,300
58	411,400	372,400	330,700	258,200
59	411,700	373,100	331,400	259,100
60	411,900	373,700	332,200	260,100
61	412,100	374,000	333,000	261,000
62	412,400	374,500	333,400	261,900
63	412,700	375,100	334,000	262,700
64	412,900	375,700	334,700	263,500
65	413,100	376,000	335,500	264,200
66	413,400	376,600	336,200	265,200
67	413,700	377,300	336,900	266,000
68	413,900	377,900	337,500	266,700
69	414,100	378,300	338,000	267,400
70	414,400	378,800	338,600	268,300
71	414,700	379,400	339,100	269,300
72	414,900	379,900	339,700	270,200
73	415,100	380,400	340,000	271,000
74		381,000	340,500	271,800
75		381,500	340,900	272,800
76		381,800	341,300	273,600
77		382,200	341,700	274,300
78		382,700	342,200	275,200
79		383,100	342,700	276,000
80		383,500	343,200	276,900
81		383,900	343,500	277,700
82		384,400	343,900	278,400

83				384,800	344,300	279,100
84				385,200	344,700	279,800
85				385,500	345,000	280,500
86					345,400	281,200
87					345,800	281,800
88					346,200	282,500
89					346,400	283,200
90					346,800	283,900
91					347,200	284,500
92					347,600	285,200
93					347,700	285,900
94					348,200	286,600
95					348,600	287,200
96					348,900	287,700
97					349,200	288,300
98					349,600	288,900
99					350,000	289,400
100					350,400	290,000
101					350,900	290,600
102					351,300	291,100
103					351,700	291,700
104					352,100	292,300
105					352,600	292,800
106					353,000	293,300
107					353,300	293,700
108					353,600	294,000
109					354,100	294,100
110						294,500
111						294,700
112						295,000

113					295,200
114					295,400
115					295,700
116					295,900
117					296,200
118					296,500
119					296,800
120					297,100
121					297,400
122					297,700
123					298,000
124					298,400
125					298,500
126					298,700
127					299,100
128					299,500
129					299,700
130					300,000
131					300,400
132					300,800
133					301,000
134					301,300
135					301,600
136					301,900
137					302,100
138					302,400
139					302,700
140					303,000
141					303,200
142					303,600

143								304,000
144								304,300
145								304,400
146								304,700
147								305,000
148								305,400
149								305,600
150								305,800
151								306,100
152								306,400
153								306,800
154								307,000
155								307,300
156								307,600
157								307,900
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		447,300	395,600	362,100	320,000	279,100	259,400	218,900

備考 この表は、薬剤師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	509,500	457,600	407,600	354,200	296,500	261,900	178,900
再雇用	2	516,400	463,100	409,500	355,900	298,000	262,900	180,000
短時間	3	521,600	468,100	411,400	357,600	299,700	263,900	181,200

勤務職 員以外 の職員	4	525,900	472,800	413,200	359,200	301,300	264,900	182,300
	5	529,400	476,800	415,000	360,800	302,700	266,100	183,400
	6	532,700	480,300	416,800	362,700	304,000	267,200	185,100
	7	535,700	483,300	418,600	364,200	305,100	268,200	186,700
	8	538,200	485,800	420,400	365,800	306,500	269,300	188,300
	9	540,200	487,800	422,000	367,300	307,800	270,300	189,900
	10			423,500	368,900	309,500	271,400	191,600
	11			425,000	370,500	311,100	272,400	193,200
	12			426,500	372,100	312,700	273,500	194,800
	13			428,000	374,000	314,300	274,500	196,500
	14			429,300	375,900	315,900	276,000	198,100
	15			430,600	377,800	317,500	277,300	199,800
	16			431,800	379,600	319,100	278,600	201,500
	17			433,000	381,100	320,700	279,900	202,900
	18			434,300	382,900	322,400	281,300	204,500
	19			435,600	384,600	324,000	282,600	206,100
	20			436,800	386,200	325,600	283,900	207,600
	21			438,000	387,900	327,100	285,100	209,200
	22			438,800	389,300	328,800	286,500	210,800
	23			439,600	390,700	330,600	287,900	212,500
	24			440,400	392,100	332,200	289,300	214,100
	25			441,000	393,500	333,500	290,600	215,800
	26			441,700	394,700	335,400	291,800	217,500
	27			442,300	395,900	337,100	292,900	218,900
	28			442,900	396,900	338,700	294,300	220,200
	29			443,600	398,000	340,200	295,500	221,500
	30			444,400	399,200	341,800	296,700	222,800
	31			444,800	400,300	343,500	297,800	223,900
	32			445,500	401,400	345,100	299,000	225,000
	33			446,000	402,100	346,800	300,200	226,100

34	446,400	402,800	348,600	301,500	227,600
35	446,800	403,500	350,400	302,900	229,100
36	447,200	404,200	352,200	304,200	230,600
37	447,600	404,800	353,700	305,600	232,200
38	448,000	405,400	355,100	306,900	233,700
39	448,400	405,900	356,500	308,200	235,200
40	448,700	406,300	357,900	309,500	236,800
41	449,000	406,700	359,400	310,800	238,400
42	449,400	406,900	360,200	312,200	239,800
43	449,700	407,200	361,200	313,500	241,200
44	450,000	407,500	362,200	314,600	242,600
45	450,300	407,800	363,100	315,600	243,800
46		408,100	364,200	316,900	245,000
47		408,400	365,100	318,200	246,200
48		408,700	366,100	319,500	247,400
49		408,900	367,000	320,700	248,500
50		409,200	367,700	322,100	249,600
51		409,500	368,400	323,300	250,800
52		409,800	369,000	324,500	251,900
53		410,000	369,400	325,800	253,000
54		410,300	370,000	326,900	254,000
55		410,600	370,700	328,000	255,000
56		410,900	371,400	329,100	256,100
57		411,100	371,700	329,800	257,300
58		411,400	372,400	330,700	258,200
59		411,700	373,100	331,400	259,100
60		411,900	373,700	332,200	260,100
61		412,100	374,000	333,000	261,000
62		412,400	374,500	333,400	261,900
63		412,700	375,100	334,000	262,700

64			412,900	375,700	334,700	263,500
65			413,100	376,000	335,500	264,200
66			413,400	376,600	336,200	265,200
67			413,700	377,300	336,900	266,000
68			413,900	377,900	337,500	266,700
69			414,100	378,300	338,000	267,400
70			414,400	378,800	338,600	268,300
71			414,700	379,400	339,100	269,300
72			414,900	379,900	339,700	270,200
73			415,100	380,400	340,000	271,000
74				381,000	340,500	271,800
75				381,500	340,900	272,800
76				381,800	341,300	273,600
77				382,200	341,700	274,300
78				382,700	342,200	275,200
79				383,100	342,700	276,000
80				383,500	343,200	276,900
81				383,900	343,500	277,700
82				384,400	343,900	278,400
83				384,800	344,300	279,100
84				385,200	344,700	279,800
85				385,500	345,000	280,500
86					345,400	281,200
87					345,800	281,800
88					346,200	282,500
89					346,400	283,200
90					346,800	283,900
91					347,200	284,500
92					347,600	285,200
93					347,700	285,900

94					348,200	286,600
95					348,600	287,200
96					348,900	287,700
97					349,200	288,300
98					349,600	288,900
99					350,000	289,400
100					350,400	290,000
101					350,900	290,600
102					351,300	291,100
103					351,700	291,700
104					352,100	292,300
105					352,600	292,800
106					353,000	293,300
107					353,300	293,700
108					353,600	294,000
109					354,100	294,100
110						294,500
111						294,700
112						295,000
113						295,200
114						295,400
115						295,700
116						295,900
117						296,200
118						296,500
119						296,800
120						297,100
121						297,400
122						297,700
123						298,000

124					298,400
125					298,500
126					298,700
127					299,100
128					299,500
129					299,700
130					300,000
131					300,400
132					300,800
133					301,000
134					301,300
135					301,600
136					301,900
137					302,100
138					302,400
139					302,700
140					303,000
141					303,200
142					303,600
143					304,000
144					304,300
145					304,400
146					304,700
147					305,000
148					305,400
149					305,600
150					305,800
151					306,100
152					306,400
153					306,800

	154							307,000
	155							307,300
	156							307,600
	157							307,900
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		447,300	395,600	362,100	320,000	279,100	259,400	218,900

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第40条関係）

給料表	職員	加算割合
事務職等給料表	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3
医療職給料表 (一)	(1) 給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が3等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が3等級である職員（前号に掲げる職員を除く。）及び給料表の職務の等級が4等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が4等級である職員（前号に掲げる職員を除く。）及び給料表の職務の等級が5等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の5
医療職給料表 (二)	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15

	る職員	
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3
医療職給料表	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
(三)	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3

別表第7（第45条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の90
4箇月以上5箇月未満	100分の80
3箇月以上4箇月未満	100分の70
2箇月以上3箇月未満	100分の60
1箇月以上2箇月未満	100分の50
1箇月未満	100分の40
零	零

別表第8（第49条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日